

綾瀬市環境学習プログラム集活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あやせ環境教育推進基本計画に基づき策定された綾瀬市環境学習プログラム集（以下「プログラム集」という。）から事業を選び、環境啓発事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「環境啓発事業」とは、プログラム集の（1）体験プログラム又は（2）出張プログラムに掲載されている事業をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主な活動場所又は活動の運営拠点を市内に有する5人以上で構成する団体であること。
- (2) 市税（市税に係る延滞金を含む。）に未納がないこと。
- (3) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当しないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、プログラム集に記載されている講師謝金及び講師に係る交通費（公共交通機関を利用した場合の実費相当額）とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1万5千円を上限とし、補助対象年度において1団体1回とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、環境啓発事業の実施後速やかに、環境学習プログラム集活用事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 環境学習プログラム集活用事業補助金申請団体の概要書（第2号様式）
- (2) 環境学習プログラム集活用事業補助金実績報告書（第3号様式）
- (3) 環境学習プログラム集活用事業補助金収支決算書（第4号様式）

- (4) 暴力団排除に係る誓約書兼同意書（第5号様式）
- (5) 役員氏名一覧表（別紙様式）（団体又は法人の場合のみ。）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、交付の適否について、環境学習プログラム集活用事業補助金交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 第7条の規定により交付決定を受けた団体（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、環境学習プログラム集活用事業補助金交付請求書（第7号様式）に環境学習プログラム集活用事業補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し並びに補助金の返還）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 交付決定者が、この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。